

野洲マガジン (第39・40号)

発行日：令和4年3月31日
発行元：野洲市環境経済部環境課
「野洲市事業所環境保全推進事業」
電話：077-587-6003

野洲市では、平成21年度より「**野洲市事業所環境保全推進事業**」を推進しています。

この事業の一環として、市内事業所の環境担当者が、環境関連法令の制定・改正や環境管理の技術等を勉強されて、環境関連法令の遵守と事業所周辺の環境保全に積極的に取り組んでいただくことを目的に「環境研修会」を開催しており、本年12月開催の研修会で第27回を迎えました。

第27回となる研修会では、「廃棄物の適正処理」で「産業廃棄物と一般廃棄物の処理方法について」の講義を受けました。

また、2月に予定していました第28回環境研究会は、コロナ禍の影響で中止となりましたが、当日予定していました「改正温対法について」をこのマガジンで掲載いたします。

不明な点がありましたら、市役所環境課までお問い合わせください。

1. 第27回「産業廃棄物と一般廃棄物の処理方法について」

講師：NPOびわ湖環境 芝本伊三男 理事

令和3年12月10日に野洲図書館で開催し、22名の受講者がありました。

講義の内容は次の通りです。

- ・産業廃棄物に関する法体系
- ・産業廃棄物とは？
- ・廃棄物か有価物か？
- ・産廃か一廃か？品目は？

1. 産業廃棄物に関する法体系

環境基本法での廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の目的
 - ① 廃棄物の排出を抑制
 - ② 廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行う
 - ③ 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る
- ・排出事業者の責任
 - ① 事業者は自らの責任において適正に処理する
 - ② 事業者は、廃棄物の再生利用等で減量に努めなければならない
 - ③ 事業者は、事業活動で生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する
 - ④ 適正処置とは、自分で処理するか委託する場合は許可業者に委託しなければならない

2. 廃棄物とは？

- ・廃棄物の区分
 - 産業廃棄物 --- 法律で定めた6種類と政令で定めた14種類の合計20種類
 - 特別管理産業廃棄物 --- 爆発性、毒性、感染症その他生活環境に被害を生じる恐れのあるもの
 - 一般廃棄物 --- 家庭ごみと事業系一般廃棄物、特別管理一般廃棄物

- ・ 廃棄物処理基準
 - ①運搬 飛散流出対策、運搬車輛の表示、書面の携帯
 - ②処分 飛散流出対策、囲い、掲示板、帳簿等

- ・ 廃棄物処理業者の種類
 - ①収集運搬業
 - ②処分業 --- 中間処理 破碎、焼却、圧縮、中和、再生等
最終処分 焼却、埋立等

- ・ 適切な委託業者を選ぶために
 - ①優良産業廃棄物処理業者認定制度 --- 許可期限が7年

- ・ 電子マニフェスト
 - ①排出事業者、収集運搬業者、処分業者が情報処理センターに登録
 - ②メリット --- 事務の効率化、法令順守、データの透明性、行政への報告不要

- ・ 産業廃棄物保管基準
 - ①周囲が囲まれていること
 - ②掲示板設置
 - ③飛散、流出、地下浸透等の防止措置

3. 廃棄物か有価物か？

- ・ 物の性状、事例を挙げて説明 --- 下記を総合的に勘案して判断する
排出状況、通常取引形態、取引価値の有無、占有者の意志

4. 廃棄物の適正処理及び清掃に関する法律の罰則

- ①委託基準違反 --- 3年以下の懲役または300万円以下の罰金
- ②委託処理の過程で不適正処理された場合 --- 措置命令

- ・ 上記以外に3つのペナルティーがかかる可能性がある
 - ①刑事罰+行政罰+社会罰

5. まとめ

- ・ 上記を勘案して、会社の廃棄物処理状況を再確認してください。

2. 改正温対法について

資料作成:NPO びわ湖環境 酒井 輝義 理事

研修会当日の資料を下記の通り掲載します。

第28回 野洲市環境研修会

改正地球温暖化対策推進法について

令和4年(2022年)2月9日

野洲市 環境課
NPOびわ湖環境
酒井 輝義



1

名称:地球温暖化対策の推進に関する法(略称 地球温暖化対策推進法/温対法)

■**制定日:**平成13年(2001年)1月6日

■**背景:**平成9年(1997年)12月 京都で開催された第3回気候変動枠組条約締結国会議(COP3)で採択された「京都議定書」を法制化(2008年~2012年に温室効果ガスを1990年比約6%削減する。)

2

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めている。

- 総則（第1条～第7条）
- 地球温暖化対策計画（[第8条](#)・第9条）
- 地球温暖化対策推進本部（第10条～第19条）
- 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第20条～第27条）
- ・ [温室効果ガス算定排出量の報告（第21条の2）](#)
- ・ [報告事項の通知等（第21条の4）](#)
- ・ [報告事項の記録等（第21条の5）](#)
- 森林等による吸収作用の保全等（第28条）
- 割当量口座簿等（第29条～第41条）
- ・ 割当量口座簿の作成等（第29条）
- ・ 管理口座の開設（第32条）
- 雑則（第42条～第47条）
- 罰則（第48条～第50条）

3

■ 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務（第3条～第6条）

この法律は温暖化対策に係る取り組みを定めたものであり、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務が定められた（温対法3～6条）。具体的には、政府や地方公共団体による「[実行計画](#)」の策定、[温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（第21条関係）](#)、割当量口座簿制度などが定められている。

■ 地球温暖化対策計画（第8条）

「政府は、京都議定書第3条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「[京都議定書目標達成計画](#)」という）を定めなければならない」

4

■ 温室効果改正前ガス算定排出量の報告（第21条の2）、報告事項の通知等（第21条の4）、報告事項の記録等（第21条の5）

事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者（特定排出者）は、毎年度、事業者ごとに、温室効果ガス算定排出量を事業所管大臣に報告しなければならない（温対法21条の2）。

対象事業者

- ※1. 特定排出者は、エネルギー起源二酸化炭素（燃料の使用、他者から供給された電気の使用、他者から供給された熱の使用）の場合には、すべての事業所のエネルギー使用量合計が年間1500キロワット以上となる事業者や、省エネ法対象事業者とされている。
- ※2. エネルギー起源ではなく事業活動に伴って温室効果ガスを伴う事業の場合（原油または天然ガスの試掘・生産、燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用など）には、二酸化炭素換算で年間3000トン以上を排出し、かつ常時使用する従業員の数が21人以上の事業者とされている（温対法施行令5条）。

5

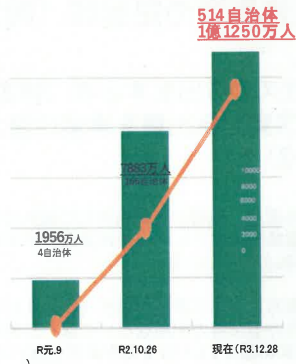
背景

- 我が国は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分に下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言。
- 地域では、国の宣言に先立ち、2050年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加。
- 企業では、ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加。サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及。

6

<ゼロカーボンシティ表明自治体>

<脱炭素経営に取り組む企業>



TCFD 気候関連情報開示

- 賛同機関数:世界2,156(※日本401機関)
→世界第1位(アジア第1位)

SBT 科学的な中長期目標

- 認定企業数:世界729社(※日本102社)
→世界第2位(アジア第1位)

RE100 再エネ電力100%

- 参加企業数:世界311社(※日本54社)
→世界第2位(アジア第1位)

※2021年5月31日時点

7

改正の全体像

- ① パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
- ② 地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度の創設
- ③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

※施行期日:

- ①公布の日(令和3年6月2日)、②・③公布の日から1年以内で政令で定める日

8

背景及び方向性

- 前回の法改正(2016年5月公布)の後、**パリ協定の締結、IPCC1.5度特別報告書の公表**、そして**2050年カーボンニュートラル宣言**等、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化。また、SDGsも踏まえ、環境経済社会の統合的向上が地球温暖化対策を推進する上でも重要。
- こうした観点を法に位置付けることで、法が2050年までの脱炭素社会の実現を牽引することを明確にし、事業者・地方公共団体・国民等のあらゆる主体の取組に**予見可能性**を与え、その**取組とイノベーション**を促進。

9

改正内容

- **基本理念を追加し、地球温暖化対策の推進は、パリ協定の2°C・1.5°C目標(※)を踏まえ、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設**、
脱炭素経営の促進に向けた**企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等**を規定した。

10

背景及び方向性

- 地方公共団体の実行計画で定める**再エネの利用促進**等の施策について、その**実施目標**の設定までは法律上求めていない。
- また、ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、地域資源である**再エネの活用が重要**であるが、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。

11

背景及び方向性

- これを踏まえ、**実行計画制度を拡充**し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する**再エネ**を活用した**地域脱炭素化促進事業(※)**を推進する仕組みを創設し、**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を推進**。
(2025年度までに都道府県の実行計画における再エネ目標策定率を、約30%(2019年度)から100%になるよう目指す。)

12

改正内容

1. 都道府県の実行計画制度の拡充

- (1) 実行計画の実効性を高めるため、都道府県・政令市・中核市の実行計画において、**再エネ利用促進などの施策**に関する事項に加え、**施策の実施に関する目標**を追加する。
- (2) 都道府県の実行計画において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより(地域脱炭素化促進事業について市町村が定める)**促進区域の設定に関する基準を定めることができる。**

13

改正内容

2. 市町村による実行計画の策定

- (1) **市町村(指定都市等は除く)**は、**実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じて**再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標**を定めるよう努めることとする(第21条第4項)。
- (2) 市町村は、(1)の場合において、協議会も活用しつつ、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等を定めるよう努めることとする。

14

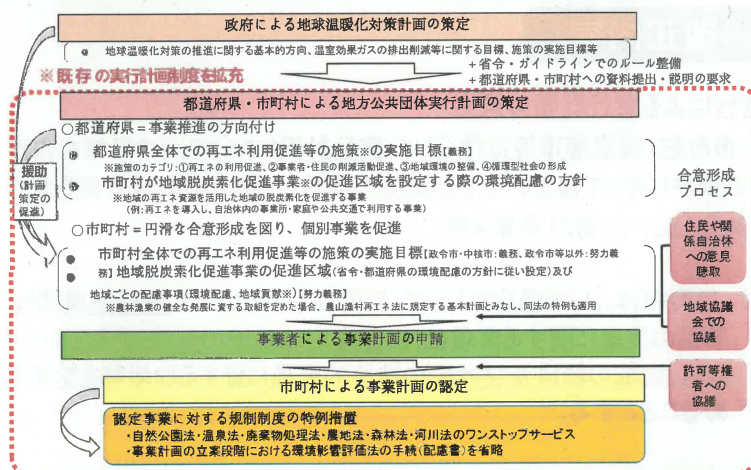
改正内容

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について**市町村の認定を受ける**ことができる。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化**や、**環境影響評価法に基づき事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能**といった**特例**を受けることができる。

15

(参考) 地域の脱炭素化の促進制度のフロー図



16

背景及び方向性

- 企業の温室効果ガス排出量の算定報告公表制度は、現状、紙媒体中心の報告であり、報告から公表まで**約2年**を要し、また、企業単位の情報は公表されるが、**事業所単位の情報は、開示請求の手続を経なければ開示されない仕組み**となっていることも踏まえ、制度における情報活用を一層促すための措置が必要。
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**と地方環境事務所が連携しつつ、地域企業の脱炭素経営の支援を推進していくことも重要。
- これを踏まえ、企業の脱炭素化に向けた取組状況の見える化や、地域企業の支援のための措置を講じ、**企業の脱炭素経営を促進**。

17

改正内容

- 企業の排出量等の情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を促進するべく企業の温室効果ガス排出量に係る算定報告公表制度について、**電子システムによる事業所管大臣への報告を原則**とする。また、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された**各企業の温室効果ガス算定排出量の情報**について、**事業所ごとの排出量情報等を含め、遅滞な公表**するものとする。これに伴い、事業所ごとの排出量情報等に係る**開示請求制度を廃止**する。
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**の事務として、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に係る**事業者向けの啓発広報活動を明記**。

18

(参考) 算定報告公表制度の見直しのイメージ

- 法令改正及び電子システム整備により、報告から公表までの期間を短縮(約2年→1年未満)し、報告された排出量等情報を電子システムで閲覧できることとする等により、投資家・自治体・国民等の関係者による情報の活用可能性を向上。あわせて、報告する企業にとっても利便性の高い電子システムを構築。

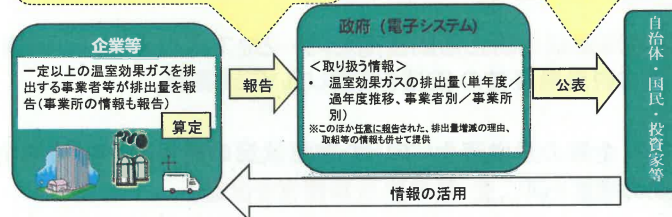
【デジタル化】

- 報告の方法を、**電子システムへの入力を原則とする** (法改正+省令改正等)
- 排出量に加え、積極的な取り組みを見える化する観点から、任意報告を充実・促進(省令改正等)

【オープンデータ化】

- 報告された情報について、現行の開示請求手続きによることなく、**排出量等の情報も含め全て公表する** (法改正+省令改正等)

※権利利益の保護が必要と認められた情報は除く



19

ご清聴ありがとうございました

引用:「令和3年6月 環境省地球環境局の説明」

20